

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	有井大亮
登録番号又は法人番号	1 2 1 7 0 2 4 0
所属する単位会	静岡県行政書士会
事務所名称	三保行政書士事務所
事務所所在地	静岡県静岡市清水区三保9番地の40
処分年月日	平成30年10月3日
処分内容（種類）	<p>1年間の会員の権利の停止 平成30年10月4日から平成31年10月3日まで 停止される権利 会則第12条の2第2項第1号から第5号</p>
上記処分をした理由	<p>当該会員は、平成30年3月12日暴行事件により知人に怪我を負わせ、同年4月10日清水署に逮捕、5月1日罰金40万円の略式命令に処せられた。</p> <p>刑法上ではすでに罰を受けているが暴力により被害者に怪我を負わせたことは行政書士の社会的信用を著しく毀損するものであることから。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>行政書士法 （行政書士の責務） 第10条 行政書士は、誠実にその業務を行なうとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。 （法令、会則の遵守） 第13条 行政書士は、その所属する行政書士会及び日本行政書士会連合会の会則を守らなければならない。</p> <p>日本行政書士会連合会会則 （責務） 第59条 単位会の会員は、誠実にその業務を行うとともに、行政書士の信用、又は品位を害するような行為をしてはならない。 （品位保持） 第60条 単位会の会員は、業務上必要な知識の修得及び実務の研鑽に努力するとともに、たえず人格の向上を図り、行政書士としての品位を保持しなければならない。 （法令、会則の遵守等） 第62条 単位会の会員は、法及び法に基づく命令並びに本会の会則を遵守しなければならない。</p> <p>2 単位会の会員は、法第19条に違反する行為が行われることがな</p>

いように努めなければならない。

静岡県行政書士会会則

(責務及び報告)

第11条 会員は、常に法令、連合会の会則及びこの会則を遵守して、品位を保持し、誠実に業務を行い、業務上必要な知識の修得及び実務の研鑽に努めるとともに、行政書士及び本会の信用を失墜するような行為をしてはならない。